

## 作業部会の設置について（案）

（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針（以下「基本方針」という。）の策定に係る検討に必要な調査・研究及び子どもの意見聴取等を行うため、次のとおり「子どもの意見聴取作業部会」を置く。

### 1 作業部会の設置期間 令和5年11月～令和6年5月（予定）

### 2 作業部会における作業（所掌事務）

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子ども及び現場の意見聴取の具体的な方法等を検討し、実施すること</li> <li>② 収集した子どもの意見等を整理・分析すること</li> <li>③ 区の子どもの居場所の現状と課題等を整理・分析すること</li> <li>④ 国の動向（国が策定予定の指針や国による調査・研究の内容等）を整理・分析すること</li> </ul> | } | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇子どもアンケート</li> <li>◇居場所実施者アンケート</li> <li>◇子どもヒアリング</li> <li>◇関係課調査</li> </ul> |
|---|---|--|

※ 上記②には、「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査」のうち、居場所に関する部分の調査結果を含む。

### 3 作業部会の構成

- 子どもの意見聴取（作業①）や子どもの居場所の考察（作業②③④）を行うため、子どもと直接的に接する事業を実施する所管課の職員を中心にメンバーを構成する。
- また、関係課が連携して効果的・効率的に意見聴取等を実施することができるよう、検討会を構成する部から最低1名の職員を構成メンバーに加える。
- 経常業務に並行して作業を進めるため、構成メンバーは原則として係長級職員とする。

### 4 構成メンバー（案）

1. 子ども家庭部 子ども政策担当課長（座長）
2. 子ども家庭部 児童青少年課長（副座長）  
（子ども関係所管から）
3. 子ども家庭部 地域子育て支援課 地域子育て支援係長
4. 子ども家庭部 子ども家庭支援課 子ども家庭支援係長
5. 子ども家庭部 保育課 保育支援係長
6. 子ども家庭部 保育課 保育園長（園長の中から1名選出）
7. 子ども家庭部 児童青少年課 児童館運営係長
8. 子ども家庭部 児童青少年課 児童館長（館長の中から1名選出）
9. 子ども家庭部 児童青少年課 子ども・子育てプラザ所長（所長の中から1名選出）
10. 教育委員会事務局 庶務課 計画担当係長
11. 教育委員会事務局 学校支援課 新しい学校づくり担当係長
12. 教育委員会事務局 教育相談担当 教育相談担当係長  
（各部から）
13. 政策経営部 企画課 企画調整担当係長
14. 区民生活部 地域課 コミュニティふらっと整備担当係長
15. 保健福祉部 障害者施策課（調整の上選出）
16. 都市整備部 みどり公園課 公園企画係長